

ひきこもりへの正しい理解を

全国的に増加傾向にあるといわれる「ひきこもり」。「わがまま」や「甘え」といった誤解を受けがちですが、当事者こそ大きな苦しみを抱えています。

「ひきこもり」に向き合う当事者や家族の力になるべく、彦根市では NPO 法人や医療機関などの関係機関と連携した支援を展開しています。

少しだけ、勇気を出した。
少しだけ、ほっとした。

できない時の **気持ち** に、**寄り添い** たい。

「ずっと家にいることは辛い。でも失敗が怖くて行動できない。そんな人に必要なことは“何もしないことが認められる場所”です。」そう語るのは市からの委託を受け、通信サロン「誰にも会いたくないカフェ」を運営する川崎さんです。

花しょうぶ通りにある旧郵便局舎を活用したこのサロンには、10 代から 30 代の生きづらさを抱える若者が集まります。直接的な自立の支援でなく、心を支えることがケアに繋がるのだといいます。「誰かと話したければ話せばいいし、ひとりでいたければ、それでもいい。人の声やまちの音が聞こえるこの場所では、地域の一員であることを感じてもらえるはずです。」



これまで **支援の手** が及ばなかった人に、**届いて** ほしい。

「通常の診療だけではひきこもり状態の人に医療は届かないが、行政と連携することで支援の幅は広がりました。」南彦根クリニックの院長を務める上ノ山さんは外来受診を行う傍ら、家族や行政などからの情報提供を受け、医療行為が必要な可能性がある人の家を訪れます。



勇気を出して誰かに相談した結果、支援に繋がり状況が改善した人を、多く診てこられたそうです。「助けを求めることは、その人の強さに繋がる。もうダメだと決めつけをしないでほしい。」

一方、解決を焦り過ぎることは禁物であるとも言う上ノ山さん。当事者も、家族も、支援者も「焦らず、でも決して諦めない」ことが大事なのかもしれません。

PICK UP!

お問い合わせ

ひきこもりについて、どこに相談して良いかわからない時は、こちらにお問い合わせください。

社会福祉課

☎ 23-9590
FAX 26-1768

彦根市社会福祉協議会

☎ 22-2821

悩みや困りごと、生きづらさを感じている子どもや若者(概ね 39 歳まで)へのサポートを行います。

子ども・若者 総合相談窓口

☎ 26-6880

通信サロン「誰にも会いたくないカフェ」

☎ 20-9366

☎・(木) 12:00 ~ 16:00

市民税・県民税申告の受付

確定申告期間中は、会場が大変混雑します。市民税・県民税の申告をする人は、こちらの日程をご利用ください(確定申告の受付はできません)。

④ 場【1月28日(火)】グリーンピアひこね(清崎町)
【1月31日(金)】稲枝支所(田原町)
【2月4日(火)~同7日(金)】市役所本庁舎(元町)1階
受付時間 各日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 15:00
※午前のみ 11:30 に番号札配布を終了します。
※混雑状況により予定より早く、受付を終了する場合があります。
対 令和7年1月1日時点で彦根市に住民登録がある人のうち、市民税・県民税の申告が必要な人(下図参照)
持 「申告のご案内」、令和6年中の所得が分かる書類(源泉徴収票など)、営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」(事前に収入と経費を集計し、作成してください)、所得控除の対象となるものに関する書類(医療費の明細書、生命保険料や地震保険料の控除証明書など)
※筆記用具、電卓などではできる限りお持ちください。

<郵送での申告にご協力ください>

彦根市ホームページで、画面の案内に従って金額などを入力すると、申告書が作成できます。作成した申告書と添付資料を郵送で提出すれば、申告会場へお越しいただく必要はありません。

【HP 番号: 10628】

<令和7年度個人住民税制改正>

▶住宅ローン控除の適用拡大

詳しくは彦根市ホームページをご確認ください。

【HP 番号: 3926】

<一部の高齢者は障害者控除が受けられます>

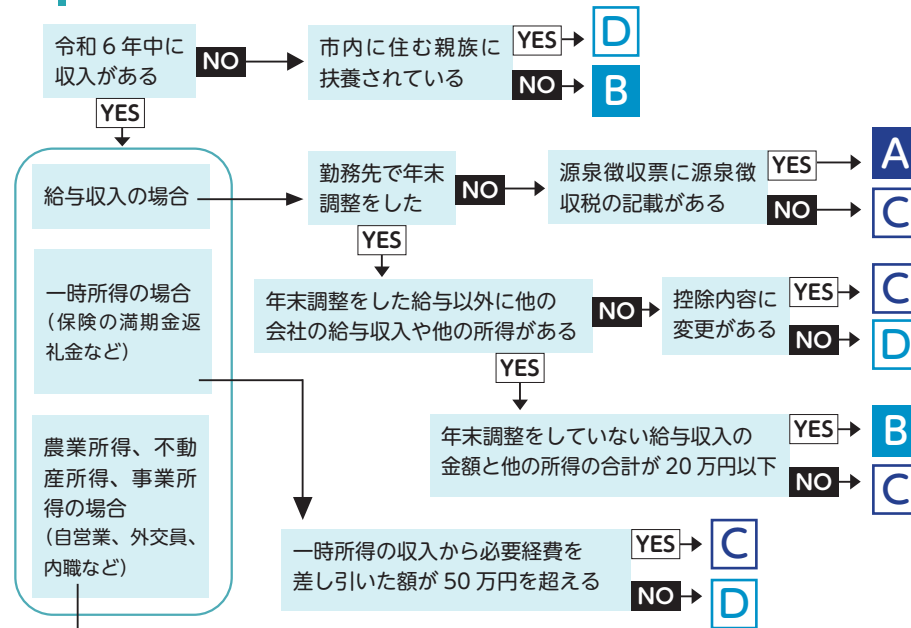
詳しくは 12 ページをご確認ください。

問 税務課 市民税係 ☎ 30-6140 FAX 22-3052

【HP 番号: 11800】

「市民税・県民税の申告」が必要か、チェックしよう!

スタート ※フロー図は、一般的な例を示しています。
※「所得」と「収入」の違いにご注意ください。



A 所得税の確定申告が必要

B 市民税・県民税の申告が必要

C 所得税の確定申告か市民税・県民税の申告が必要
(金額や内容によって申告の種類が変わります)
※所得税の確定申告書を提出した場合、市民税・県民税の申告は不要です。

D 申告は不要
(行政サービスを受けるために必要になる場合があります)

次の項目に該当する人は、彦根税務署が開設する申告会場(彦根商工会議所4階)で申告してください。
※令和6年10月から、彦根商工会議所の駐車場は有料となりました。

- ▶譲渡所得(不動産譲渡、株式譲渡など)がある人
- ▶所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人
- ▶初めて事業所得を申告する人
- ▶青色申告をする人、事業収入が多額である人
- ▶税務署から申告書が送付された人
- ▶準確定申告(お亡くなりになった人の申告)をする人
- ▶過年分(令和5年分以前の確定申告)の申告をする人
- ▶相続年金の支払いを受けている人
- ▶災害などによる損害にかかる雑損控除を受ける人

国税相談専用ダイヤル
☎ 0570-00-5901【自動音声案内】

所得税の確定申告は、スマートフォンで申告ができます。
詳しくはこちら▶

